

確定拠出年金の概要

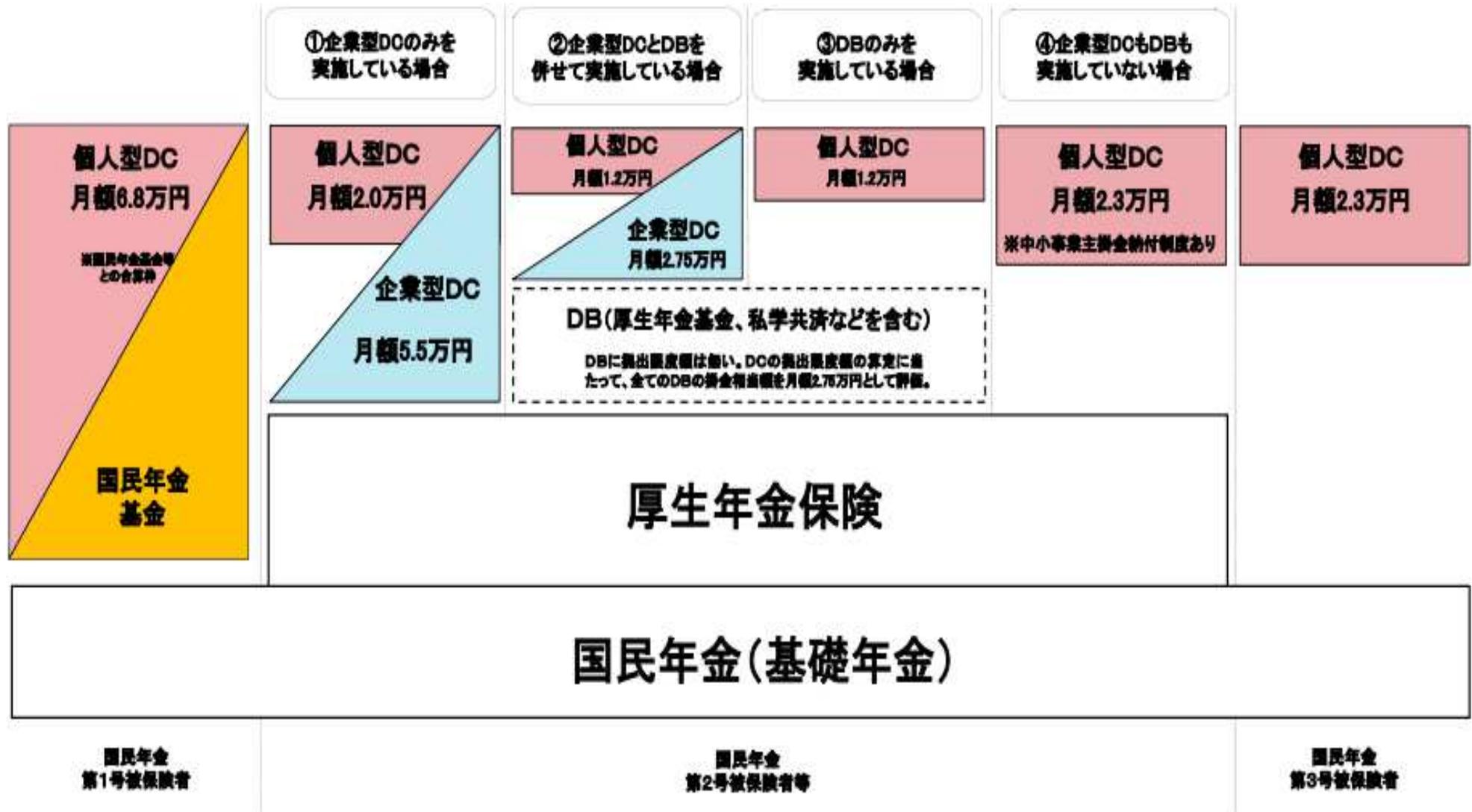
- I 確定拠出年金制度の拠出限度額
 - II 企業型年金の概要・構造イメージ
 - III 個人型年金の概要・構造イメージ
 - IV 資産の運用の方法
 - V 給付の種類
 - VI ポータビリティ
 - VII 税制
 - VIII 確定拠出年金制度のメリット・デメリット
 - IX 2020年法改正関係
- (参考) DCプランナー認定試験

2022年8月

年金数理人 久保知行

I 確定拠出年金制度の拠出限度額

(確定拠出年金(DC)制度の加入対象者区分別の状況(2020年改正前))



<出所:「DCの拠出限度額の見直しについて」p1>

(加入対象者の区分と拠出限度額(2020年法改正前、2022年9月まで))

(2018年1月より月額管理を年単位までの管理に変更)

	企業型年金	個人型年金 (iDeCo)
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業	国民年金基金連合会
掛金の拠出	事業主が拠出 (規約により加入者拠出可能(注1))	加入者個人が拠出 (企業は拠出できない(注2))
加入対象者と 拠出限度額	実施企業に勤務する従業員 ○確定給付型の年金を実施していない場合 月当たり55,000円 うち個人型年金加入を規約で認める場合 月当たり35,000円 ○確定給付型の年金を実施している場合 月当たり27,500円 うち個人型年金加入を規約で認める場合 月当たり15,500円	1. 自営業者等 月当たり68,000円 (国民年金基金の限度額と枠を共有) 2. 厚生年金保険の被保険者 ○確定給付型の年金を実施している場合・ 公務員 月当たり12,000円 ○企業型年金のみを実施している場合 月当たり20,000円 ○確定給付型・企業型年金を実施していない場合 月当たり23,000円 3. 専業主婦(夫) 月当たり23,000円

(注1) 企業型年金で従業員拠出を認めている場合には、従業員拠出は事業主拠出以下であり、かつ、事業主拠出との合算で限度額以内である必要がある。また、この場合には個人型年金には加入できない。

(注2)「中小事業主掛金納付制度」(後述)は例外

(企業年金加入者の個人型DCの拠出限度額の見直し(2020年改正))

- 今回、全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、**DBごとに個別に評価することによって、企業年金(DB・企業型DC)に加入する第2号被保険者の個人型DCの拠出限度額について公平を図ることができる。**
- (※)企業型DCとは異なり、個人の自助努力である個人型DCの拠出限度額の見直しに当たっては、経過措置は設けない。施行日以降、企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額を反映する(3.5万円を超えると個人型DCの拠出限度額は遡減し、5.5万円を超えると消失)。
- この見直しは企業年金加入者間の公平を図るものであるが、企業年金のない第2号被保険者、第1号被保険者、第3号被保険者を含めて、**個人型DCの拠出限度額全般について、自助努力に対する支援の公平、企業年金のある者とない者の公平、企業年金の普及等の観点から、引き続き、新たな設定方法を検討していく必要がある。**

	(現行)	(見直しの内容)
①企業型DCのみに加入する者	月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
②DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
③DBのみに加入する者	月額1.2万円	月額2万円

(※)見直し後の計算式 個人型DCの拠出限度額=月額5.5万円-(企業型DCとDBの掛金額) ※上限2万円



<出所:「DCの拠出限度額の見直しについて」p7>

Ⅱ 企業型年金の概要・構造イメージ

< 確定拠出年金制度（企業型年金）の概要 >

規約で加入資格年齢を引き下げ可能(2022.5.1～70歳→60歳まで)

掛金

拠出限度(従業員拠出は、事業主拠出額以内かつ合算で限度内)

: 月当たり 55,000円(確定給付型なし)

月当たり 27,500円(確定給付型あり)

→ 月当たり 35,000円

→ 月当たり 15,500円

個人型加入を認める場合

運用

個人の自己責任

(加入者が運営管理機関に指図)

3つ以上(簡易企業型年金では2つ以上)の運用商品

給付

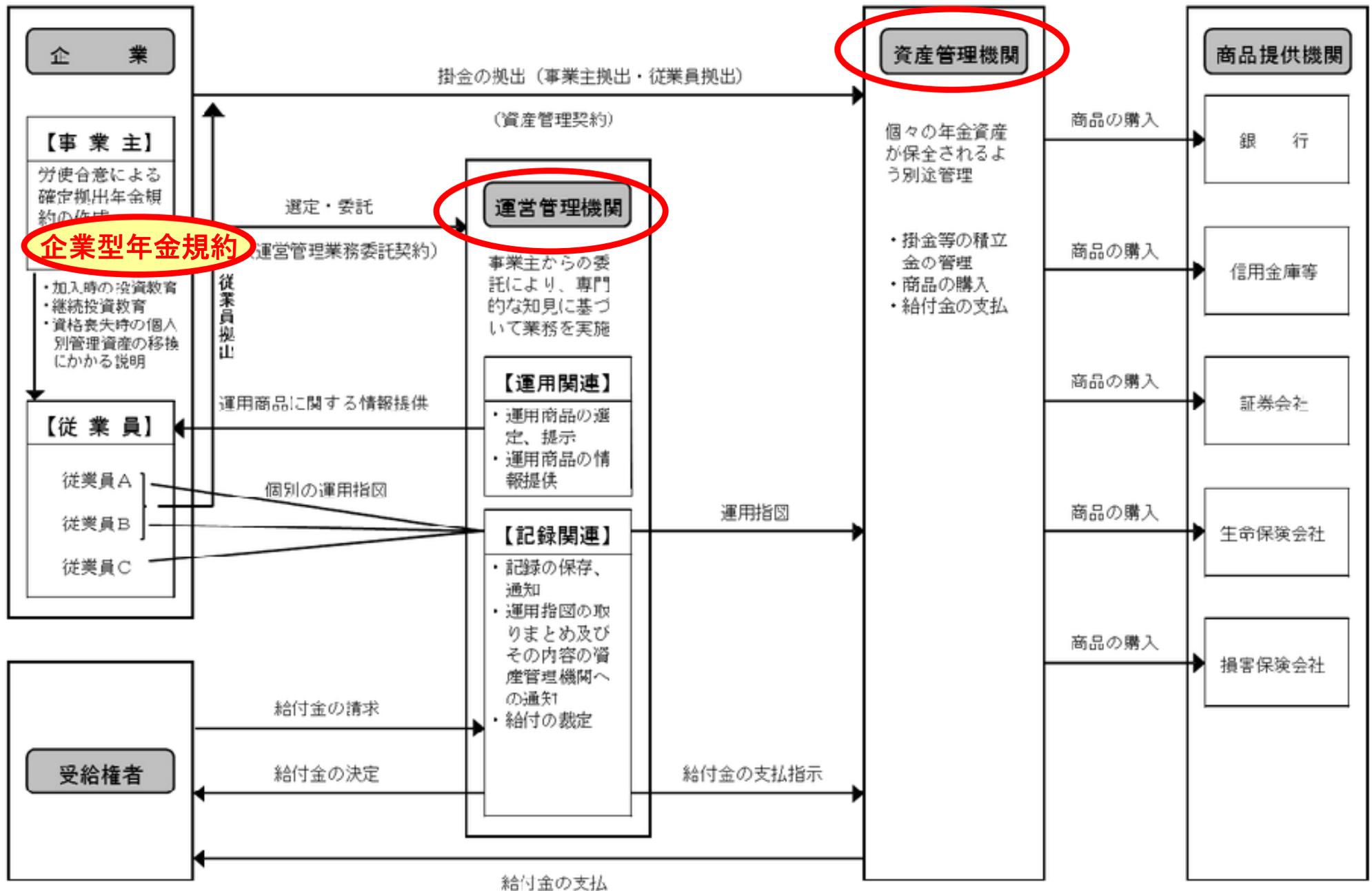
基本は60歳以降に支給される老齢給付金(一時金受給可)

中途引き出しは原則不可

(税制)

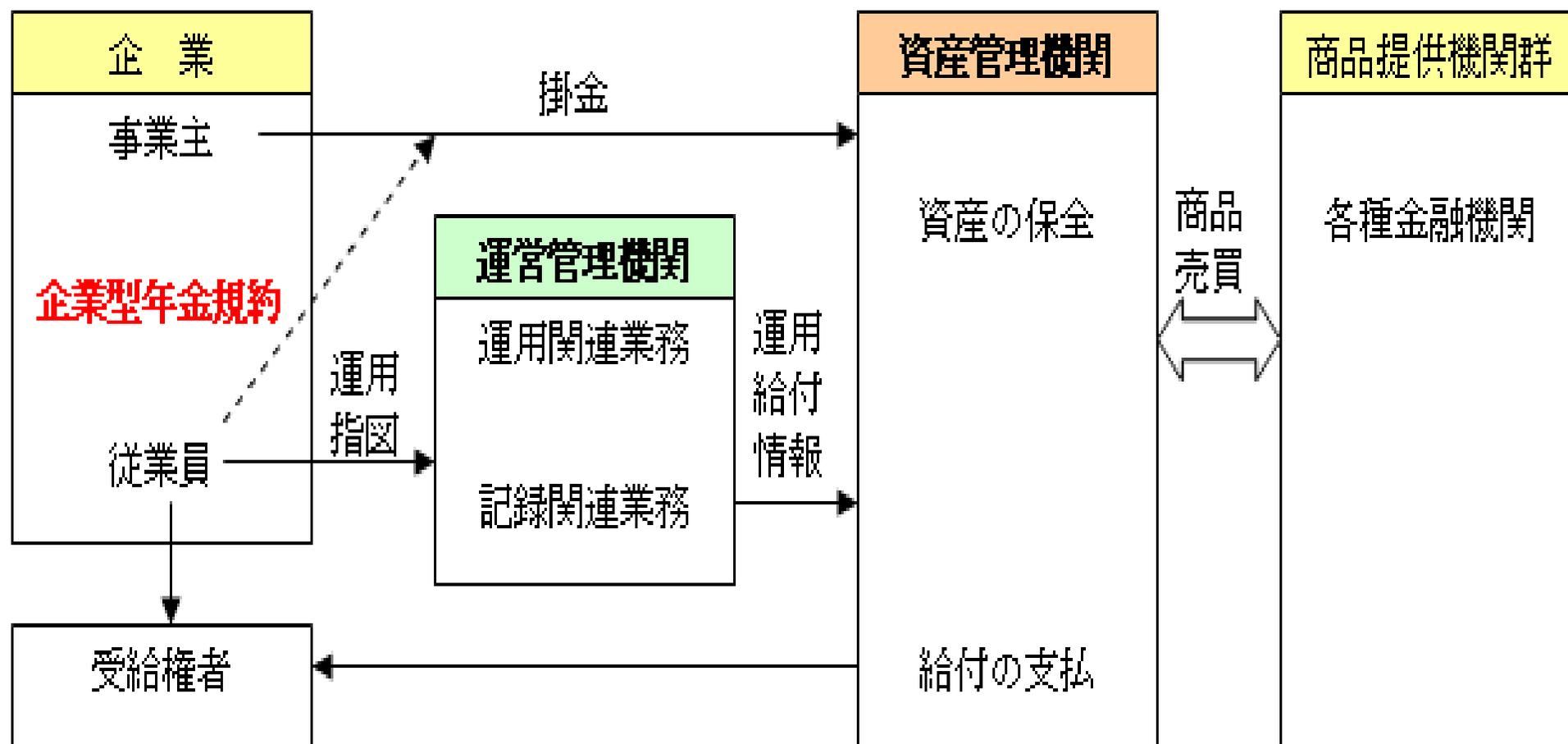
掛金は非課税、給付は公的年金等控除・退職所得控除
積立金には特別法人税(2022年度まで課税凍結)

＜確定拠出年金制度(企業型年金)のイメージ図＞



＜出所:「確定拠出年金の概要」(企業型DCのイメージ図)＞

<企業型年金のイメージ簡略図>



Ⅲ 個人型年金の概要・構造イメージ

< 確定拠出年金制度（個人型年金）の概要 >



個人拠出限度

：月当たり 68,000円／自営業者等

月当たり 23,000円／他の企業年金がない従業員、専業主婦(夫)

月当たり 20,000円／企業型年金のみ実施の従業員 ←

月当たり 12,000円／公務員、確定給付型実施の従業員 ←

企業型年金規約に
個人型加入可能の
定めが必要



国民年金基金連合会が実施する制度に加入

個人の自己責任で運営管理機関を選択して運用



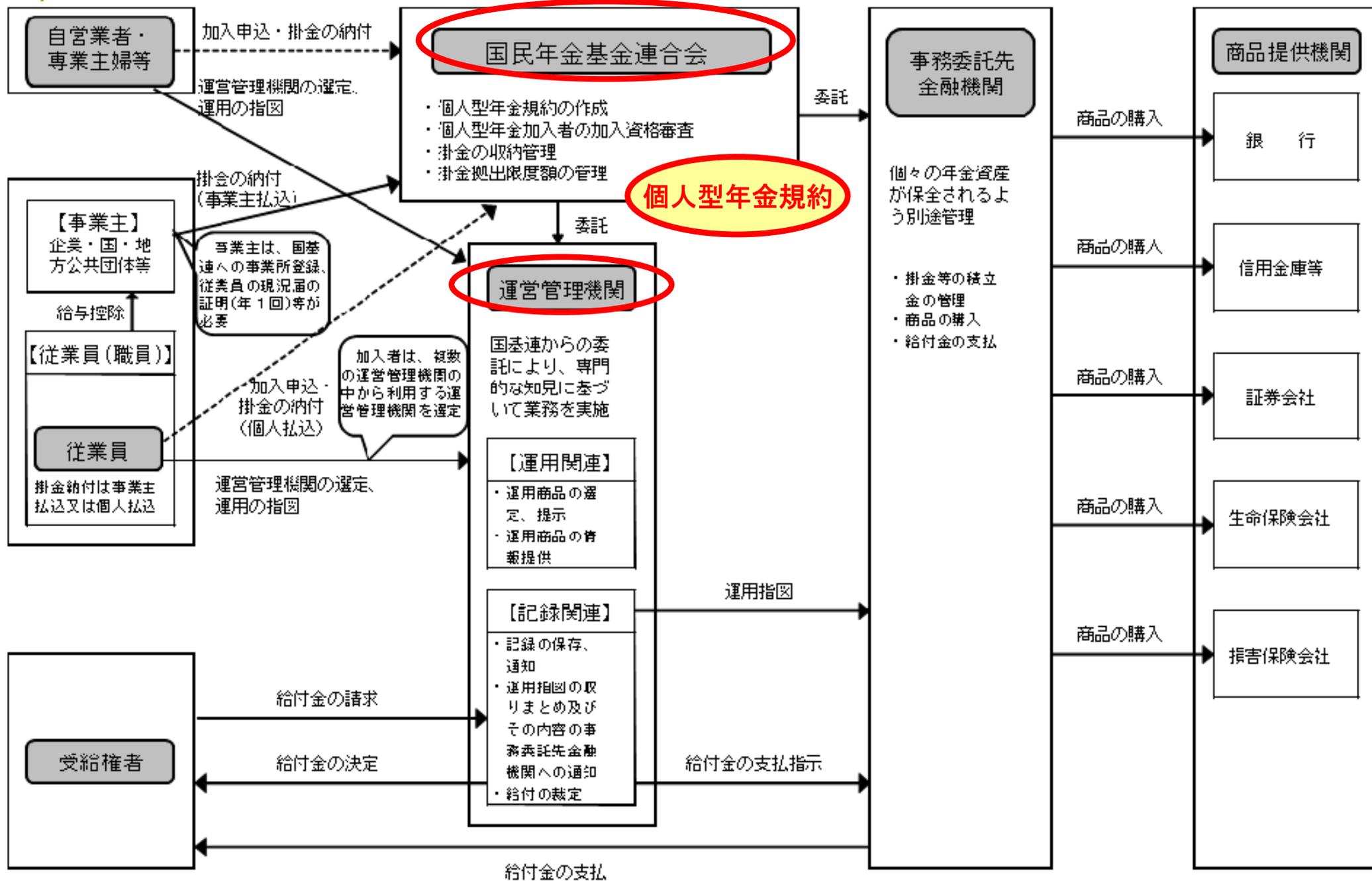
基本は60歳以降に支給される老齢給付金（一時金受給可）

中途引き出しは、原則不可

（税制）

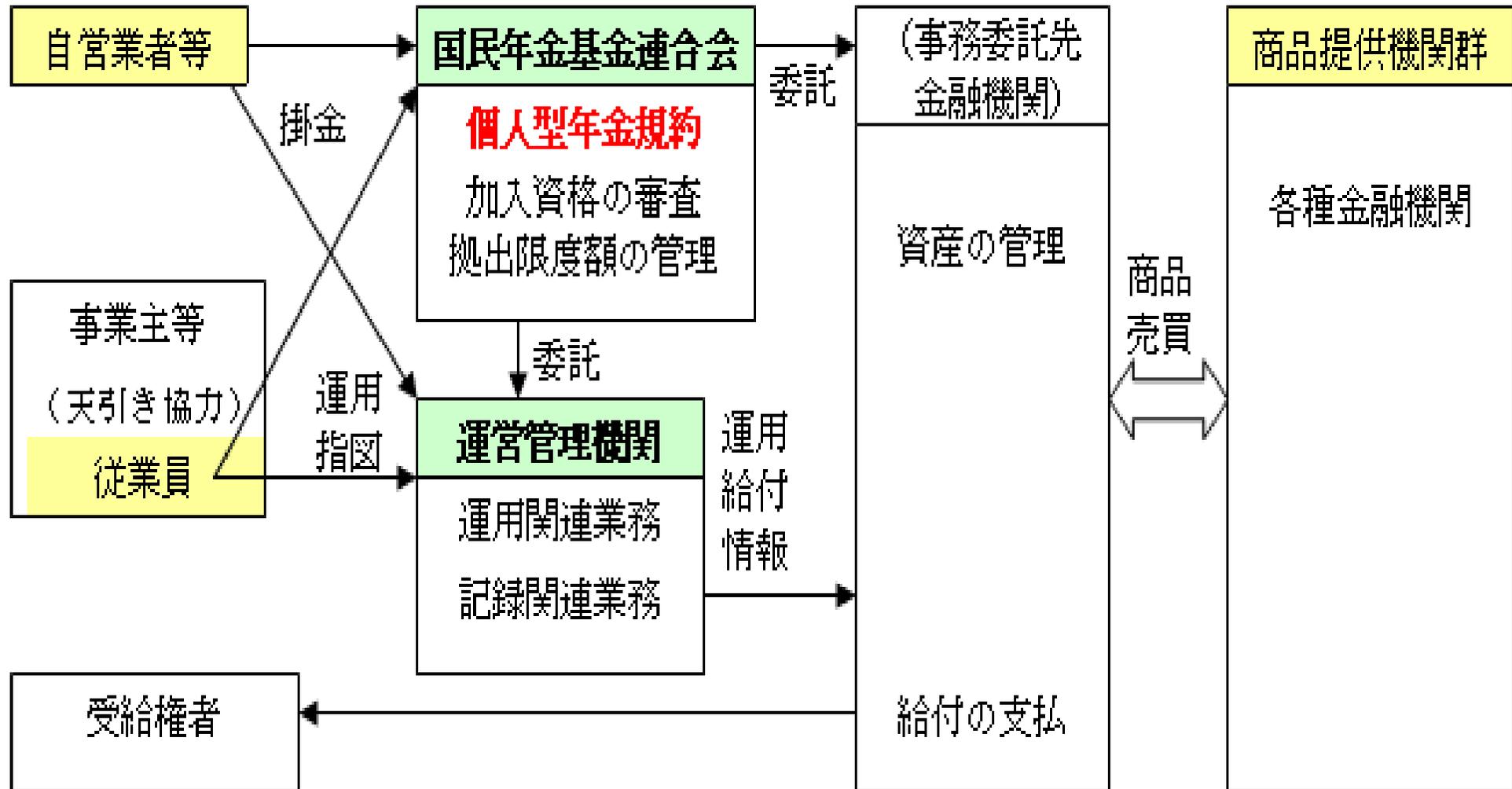
掛金は非課税、給付は公的年金等控除・退職所得控除
積立金には特別法人税（2022年度まで課税凍結）

＜確定拠出年金制度(個人型年金 iDeCo)のイメージ図＞



＜出所:「確定拠出年金の概要」(iDeCoのイメージ図)＞

<個人型年金(iDeCo)のイメージ簡略図>



IV 資産の運用の方法

(1) 運用の方法(運用商品)の具体的な提示方法

○運営管理機関は、運用商品を選定する場合には、次の方法により行う。

選定した運用商品が、**3以上(簡易企業型年金では2以上)最大35までの
リスク・リターン特性の異なるもの**であること

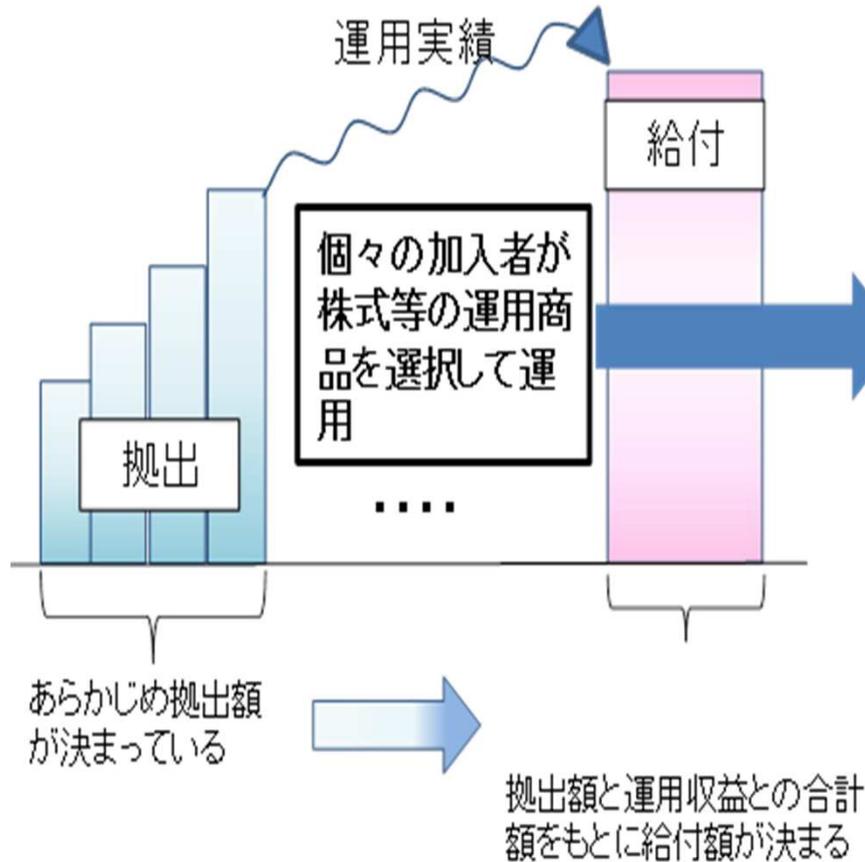
個別社債、個別株式を選定するときは、それらとは別に3以上選定すること
運用商品の提示の際に、その運用商品を選定した理由を加入者等に示すこと

(2) 確定拠出年金の運用商品の対象となるもの

- ① **元本確保商品**(預金保険制度等、法律により保護されているもの)
預貯金、金融債、金銭信託、貸付信託(預金保険制度等の対象になるもの)
国債、地方債、政府保証債
利率保証型積立生命保険、積立傷害保険(損保)、定期年金保険(簡保)
- ② **一般の運用商品**(①及び③以外の運用商品)
投資信託、投資法人の投資証券
公共法人債、外国の公共債
変額保険 等
- ③ 一の銘柄による運用商品
個別社債、個別株式等(これらは選定すべき3つ以上(簡易企業型年金では2つ以上)の運用商品の中に含めない)

（確定拠出年金における運用の改善） <2018年5月1日施行>

【DCの仕組み】



【運用商品の選択に関する措置】

（改正前）

【法改正内容】

- 少なくとも3つ以上の商品を提示し、そのうち1つは元本保証型商品でなければならないといった商品提供規制
- 運用資産の選択をしない者への対応
- 投資教育や運用資産の状況を加入者に知らせる義務 等

- ① 選択への支援
 - ・ 運用商品提供数の抑制（上限は35本^{※1}）
 - ・ 商品除外規定の整備
 - ・ 提示商品は、リスク・リターン特性の異なる3つ以上^{※2}のものに定義
- ② 選択しない者への支援
 - ・ 指定運用方法の規定整備
- ③ 運用中の支援強化
 - ・ 継続投資教育の努力義務化 等

※1 施行日において運用商品提供数が35本を上回っている場合、施行日から5年を超えない期間は、施行日時点の運用商品提供数を上限とする。

※2 簡易企業型年金においては2つ以上。

<出所：厚生労働省「確定拠出年金における運用の改善」>

(投資教育)

(事業主の責務)

確定拠出年金法第二十二条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を**継続的に**講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

継続投資教育の努力義務化

○確定拠出年金法の改正に伴い、配慮義務となっていた継続投資教育について、努力義務となりました。

投資教育の意義

○確定拠出年金は、加入している方が投資信託、預貯金、保険商品等の運用商品を選択した上で運用し、その運用結果に基づく年金を老後に受け取る制度です。

このため、加入している方が適切な資産運用を行うための知識や情報を持っていることが重要となります。

○継続投資教育が努力義務化されることで、確定拠出年金を実施している事業主や国民年金基金連合会は、制度への加入時はもちろん、加入後においても、加入している方が資産運用について十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行う必要があります。

企業年金連合会への継続投資教育の委託について

○投資教育の実施が難しい中小企業の事業主などを対象に、継続投資教育の実施を企業年金連合会に委託することが可能です。

<出所:厚生労働省「継続投資教育の努力義務化」>

V 給付の種類

種類	形態	要件
老齢給付金	5年以上の有期又は終身年金(規約の規定により一時金の選択可能)	原則60歳に到達した場合(*)
障害給付金		障害状態になった時
死亡一時金	一時金	加入者死亡時
(脱退一時金)		加入5年以内か残高25万円以内で個人型年金に加入できない者、企業型脱退で資産額が特に少額(15,000円以下)の場合の特例

(*)老齢給付金の受給開始可能年齢

最初の拠出からの経過期間 (以上)	10年	8年	6年	4年	2年	1月
受給開始可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注)経過期間は、企業型・個人型の加入者・運用指図期間

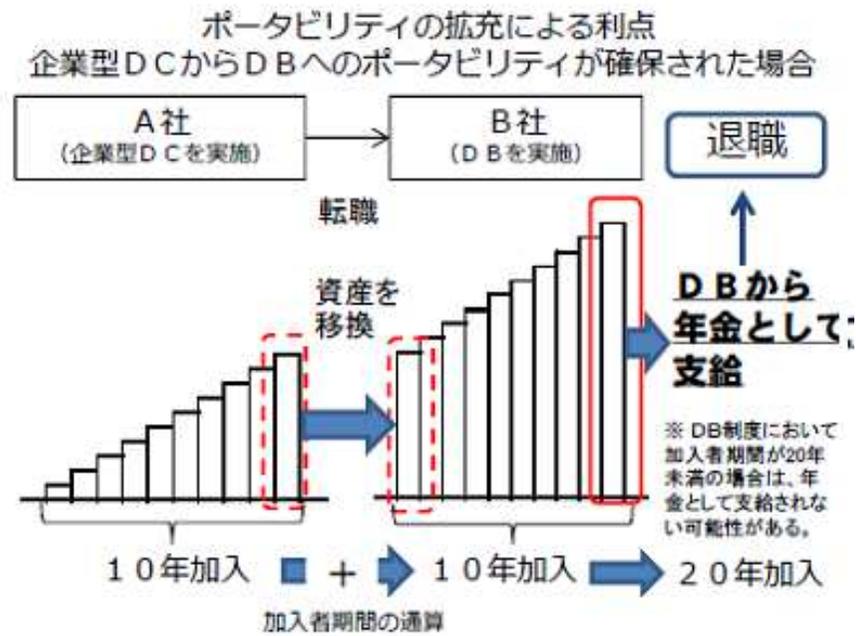
VI ポータビリティ(離転職の場合等の年金資産の移換)

1. 資産残高(掛金と運用収益の合計額は個々の加入者等ごとに記録管理されており、資産額等の記録が年1回以上通知されることになっている。
2. 加入者等が転職した場合等には、退職して国民年金の加入者となった場合等には個人型年金へ、転職した場合は転職先の企業型年金へ資産を移換できる。

＜ポータビリティ拡充の全体像＞

	移換先の制度				
	DB	企業型DC	個人型DC	中小企業退職金共済	
移換前に加入していた制度	DB	○	○(※1)	○(※1)	×→○ (※3)
	企業型DC	×→○	○	○	×→○ (※3)
	個人型DC	×→○	○		×
	中小企業退職金共済	○(※2) →○(※2+※3)	×→○ (※3)	×	○

(※1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。
 (※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。
 (※3) 合併等の場合に限って措置。



- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

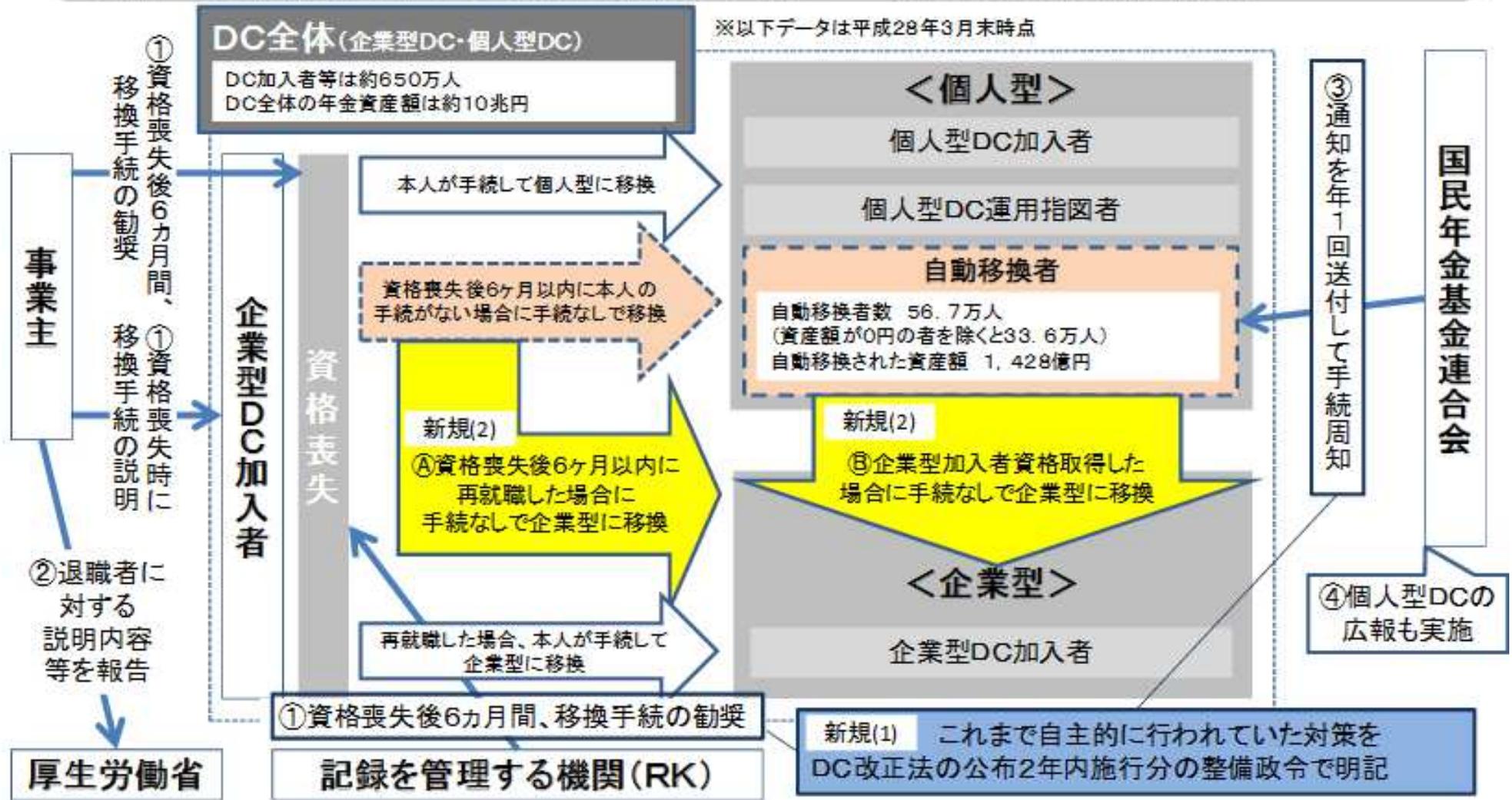
＜黄色網掛けは、2018年5月1日施行＞

＜出所：厚生労働省「ポータビリティの拡充」＞

(確定拠出年金(DC)における自動移換への取組み)

＜黄色網掛けなどの強化は2018年5月1日施行＞

- (1) これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や③連合会による年1回周知をDC改正法の公布2年内施行分の整備政令に明記。
- (2) DC改正法(公布2年内施行分)により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、④転職前の企業型の年金資産や、⑤自動移換された年金資産を、転職後の企業型DCに移換する対策を新規に実施。



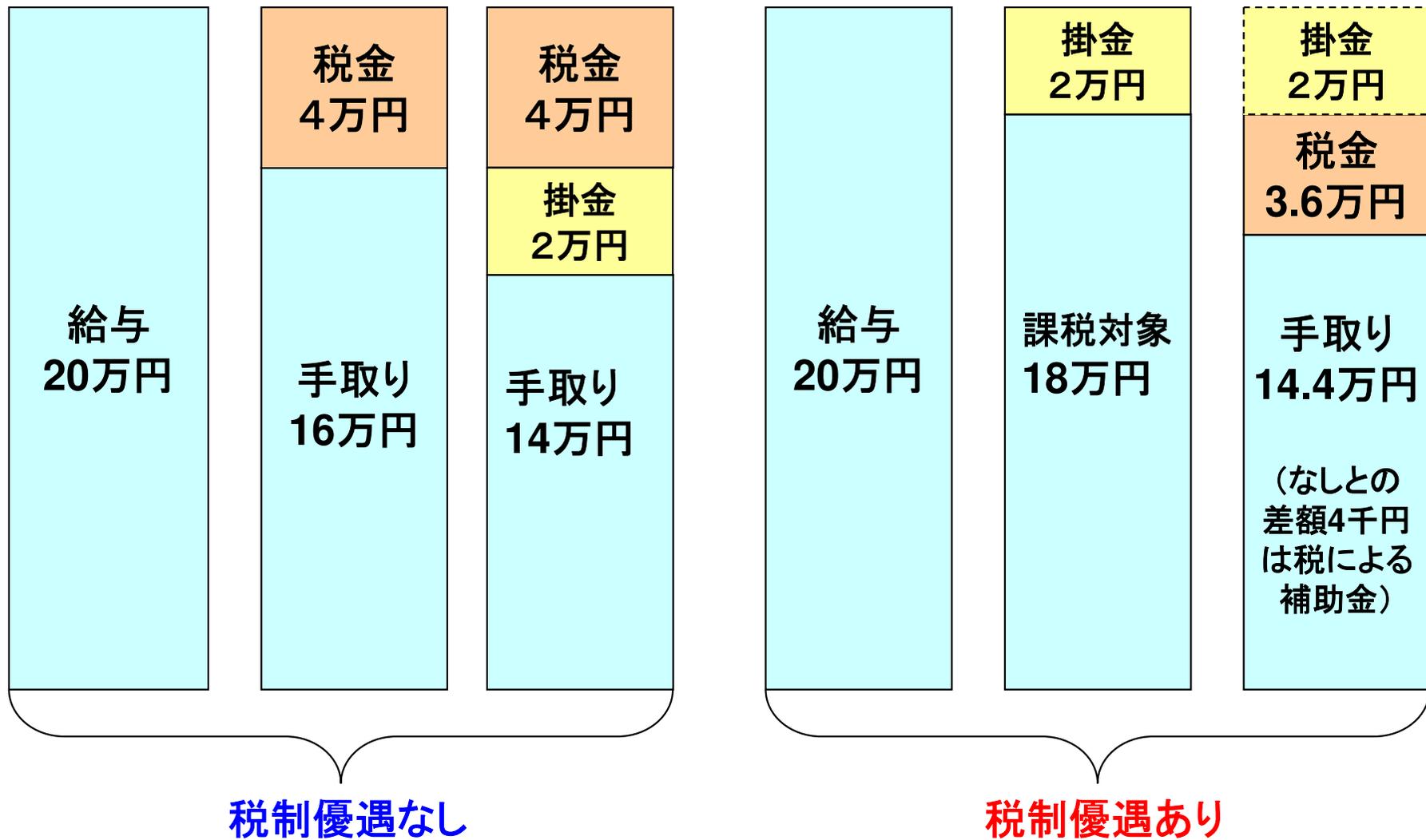
＜出所：企業年金部会「確定拠出年金における自動移換について」＞

VII 税制

	企業型年金	個人型年金
拠出時	非課税(企業が拠出した掛金額は、全額損金算入) 個人拠出分は、個人型年金と同じ	非課税(加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除))
運用時	特別法人税課税(2022年度まで凍結)	
給付時	年金として受給: 公的年金等控除 一時金として受給: 退職所得控除	

<掛金の税制優遇の効果例示>

(給与=月額20万円、税率=20%の場合)



VIII 確定拠出年金制度のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">● 加入者個人が運用の方法を決めることができる。● 社員の自立意識が高まる。● 経済・投資等への関心が高まる。● 運用が好調であれば年金額が増える。● 年金資産が加入者ごとに管理されるので、各加入者が常に残高を把握できる。● 一定の要件を満たせば、離転職に際して年金資産の持ち運びが可能。● 企業にとっては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易。● 掛金を算定するための複雑な数理計算が不要。● 拠出限度額の範囲で掛金が税控除される。	<ul style="list-style-type: none">● 投資リスクを各加入者が負うことになる。● 老後に受け取る年金額が事前に確定しない。● 運用するために一定の知識が必要。● 運用が不調であれば年金額が減る。● 原則60歳までに途中引き出しができない。(退職金の代わりにはならない)● 勤続期間が3年未満の場合には、資産の持ち運びができない可能性がある。● 加入者ごとに記録の管理が必要になるため、管理コストが高くなりやすい。

(注) ●は事業主の立場から、●●は加入者の立場から見たもの

Ⅸ 2020年法改正関係

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (2020年6月5日公布)の概要

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

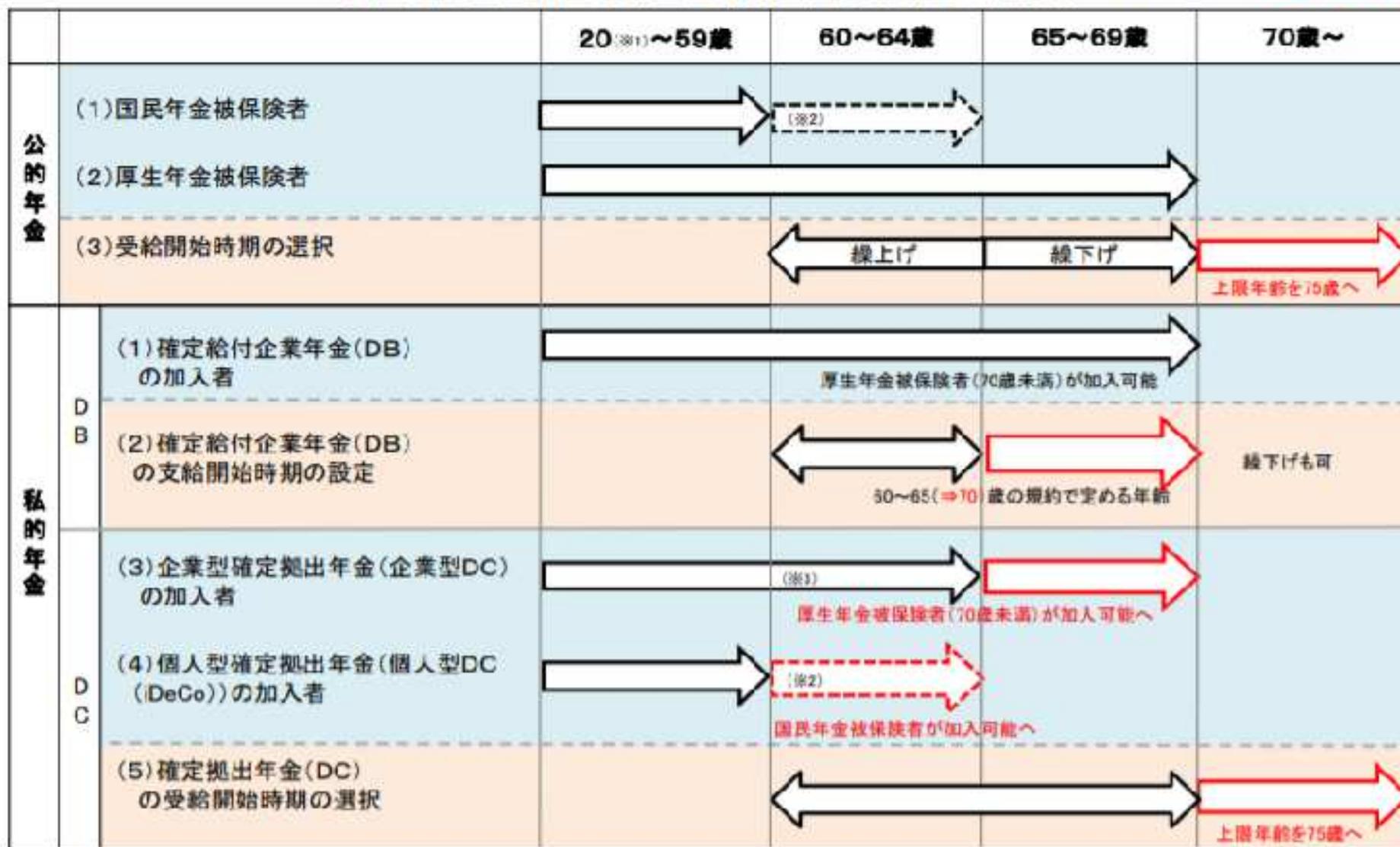
- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

<出所:「企業年金・個人年金制度改正の進捗状況について」p3>

公的年金・私的年金の加入・受給の全体像 (黒字は現行、赤字が見直し案)



※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(45歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は40歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

〈出所:「企業年金・個人年金制度改正の進捗状況について」p5〉

企業年金、個人年金の制度改革、税制改正の実施スケジュール

R2年6月5日 (公布日)	<ul style="list-style-type: none"> ■ DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大 (65歳⇒70歳) ■ iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託 ■ DCの運営管理機関の登録手続きの見直し
R2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業向け制度 (簡易型、iDeCoプラス) の対象拡大 ■ 企業型DCの規約変更手続きの見直し ■ DBガバナンスの確保 (総合型基金の代議員規制、AUPの実施、資産運用委員会の設置) ■ DB, DCの法令解釈通知等の改正 (同一労働同一賃金ガイドライン、選択制DC)
R3年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ iDeCo加入申し込み等のオンライン化、添付書類の簡素化
R3年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの脱退一時金の改善 (通算掛金拠出期間 3年以下⇒5年以下)
R4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの受給開始時期の上限引き上げ (70歳⇒75歳) ■ 事業主による企業型DCの業務報告に係る手続きの見直し
R4年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの加入可能要件の見直し (企業型65歳未満⇒70歳未満 個人型60歳未満⇒65歳未満) ■ DCの中途引き出し (脱退一時金) の改善 (外国籍人材の帰国時の受給要件緩和) ■ 制度間の年金資産の移換 (ポータビリティ) の改善
R4年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和 ■ 企業型DC加入者ごとのマッチング拠出とiDeCo加入の選択
R6年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 拠出限度額の算定に当たってDB等の他制度掛金相当額の反映

<出所:厚生労働省「私的年金の制度改革の動向と今後の方向性」p7>

中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

○ 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、**制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大**する。

<現行>

簡易型DC

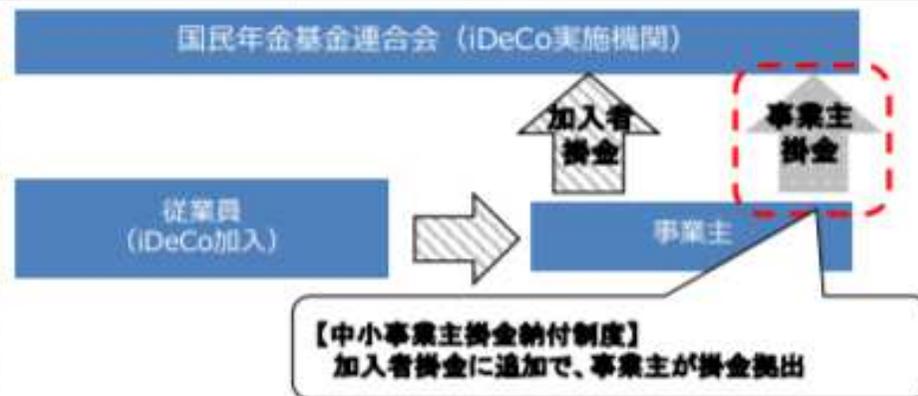
項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額+定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

制度をパッケージ化することにより、

- ・ 導入時に必要な書類の簡素化
- ・ 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- ・ 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100人以下の事業主 ※従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能



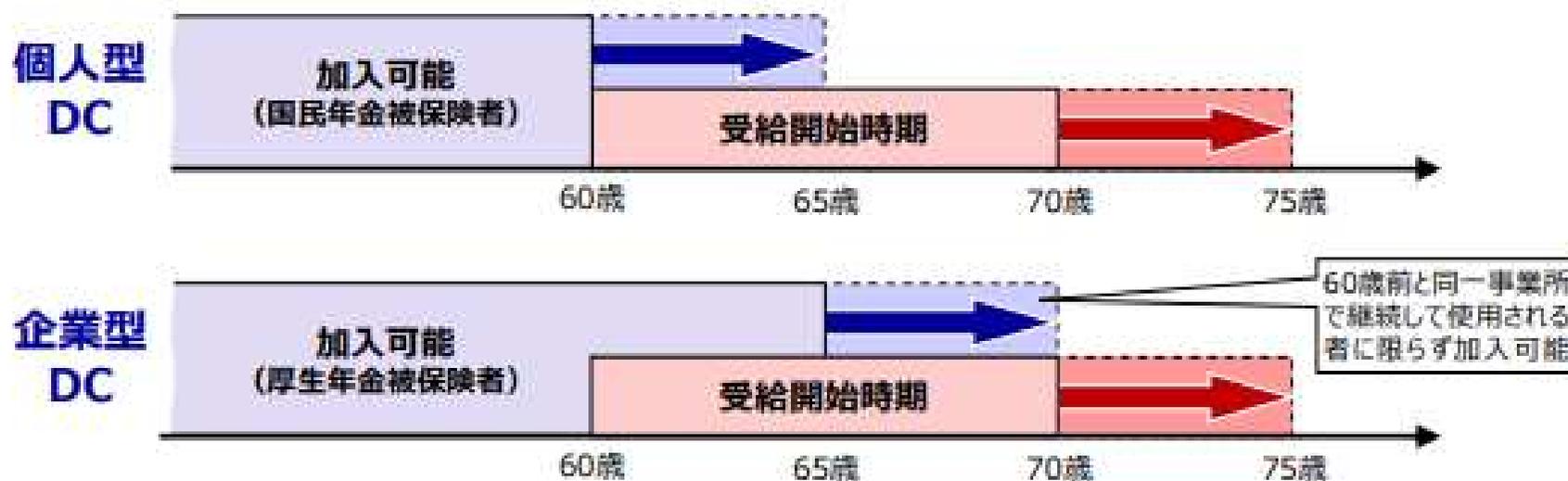
<出所:企業年金・個人年金部会「2020年改正の施行について」p6>

DCの加入可能要件、受給開始時期の選択肢の拡大

		受給開始時期の選択肢の拡大 (2022年4月から)	加入可能要件の拡大 (2022年5月から)
個人型 DC	現行	60~70歳	60歳未満の国民年金被保険者
	改正後	60~75歳	国民年金被保険者(※1)
企業型 DC	現行	60~70歳	65歳未満の厚生年金被保険者(※2)
	改正後	60~75歳	厚生年金被保険者

(※1) 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：原則65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者（60～65歳未満）等は任意加入が可能となっている。

(※2) 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。



<出所:厚生労働省「私的年金の制度改正の動向と今後の方向性」p9>

DCの加入要件、拠出限度額の見直し

現行

企業型DC加入者のiDeCo加入

①iDeCo加入を企業型DC規約で認めており、かつ、②企業型DCの事業主掛金の上限額を月5.5万円から3.5万円（DB併用の場合は月2.75万円から1.55万円）に引き下げている場合に限る。企業型DC加入者がiDeCoに加入できる。

DB加入者のDC拠出限度額の算定

DBの掛金相当額を一律に月2.75万円と評価し、DC拠出限度額を算定している。

2022年10月から

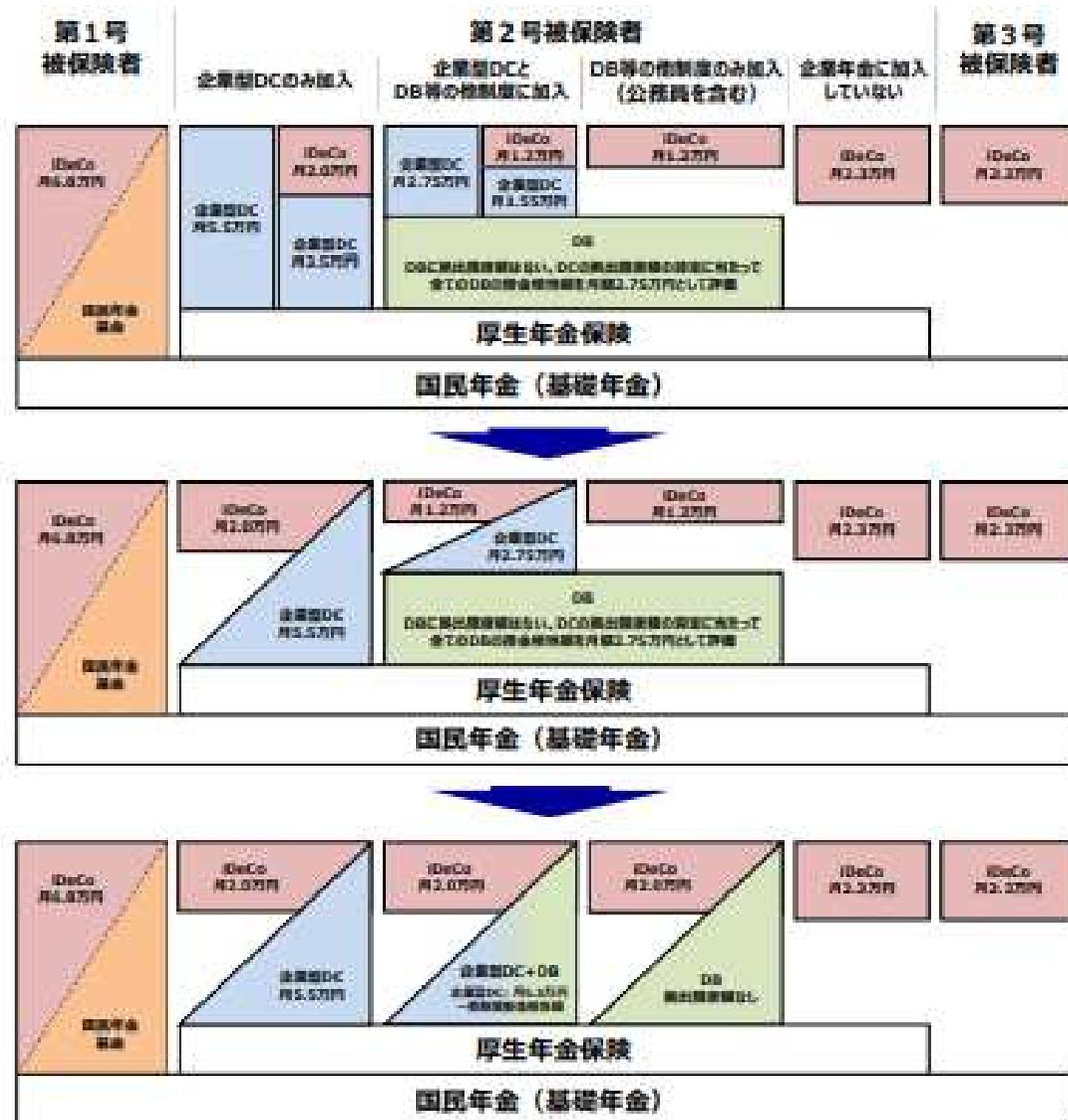
企業型DC加入者のiDeCo加入

上記①と②の要件は不要とする。iDeCoの拠出限度額は、月2.0万円（DB併用の場合は月1.2万円）。かつ、企業型DCの事業主掛金額と合算して月5.5万円（DB併用の場合は月2.75万円）以内とする。

2024年12月から

DB等加入者のDC拠出限度額の算定

加入しているDB等の他制度掛金相当額の実態をDC拠出限度額に反映するとともに、企業年金加入者のiDeCo拠出限度額を月2.0万円に統一する（企業型DCの拠出限度額について従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設ける）

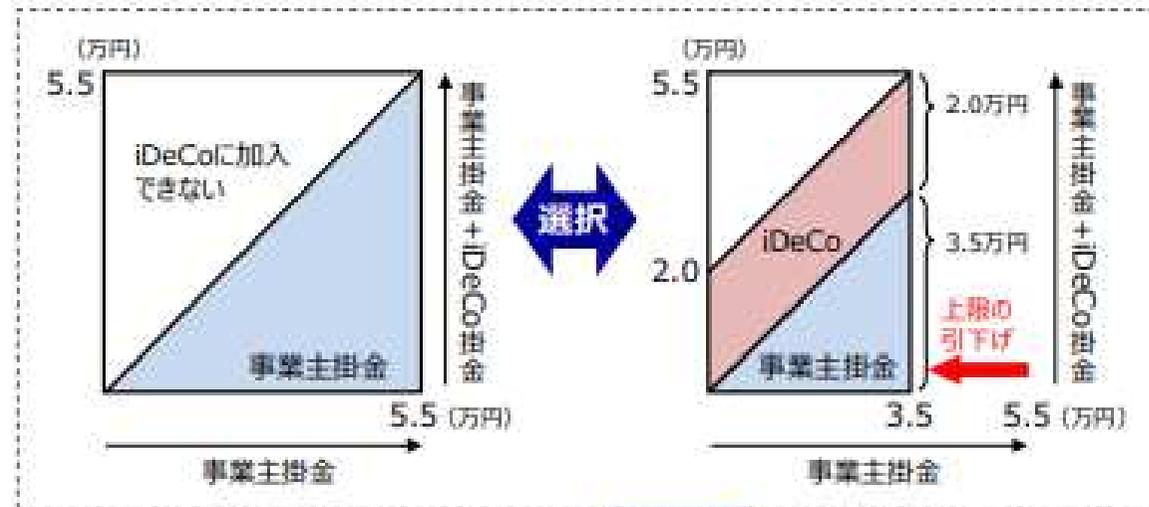


<出所:厚生労働省「私的年金の制度改正の動向と今後の方向性」p10>

企業型DC加入者がiDeCoに加入する要件の緩和(2022年10月～)

■ 現在の仕組み

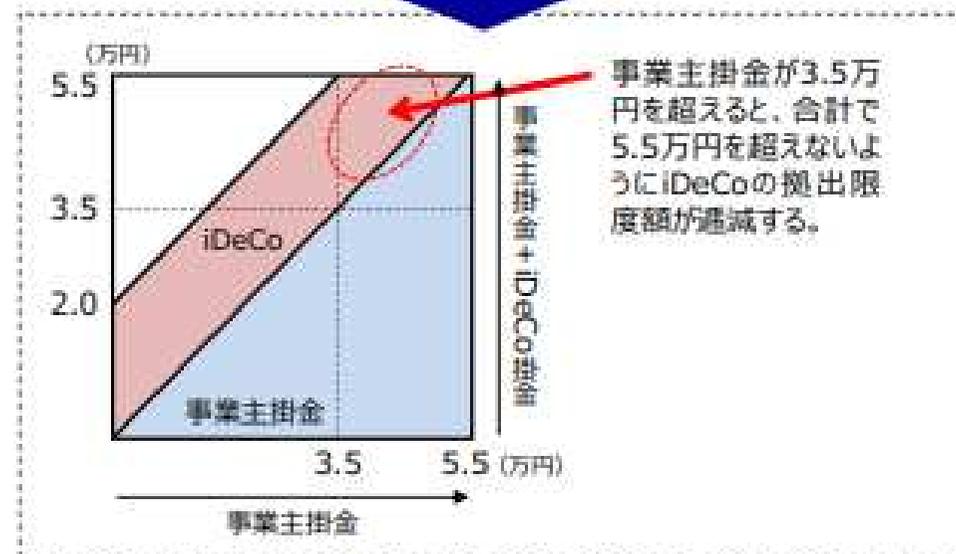
企業型DCとiDeCoの併用は、マッチング拠出を導入しておらず、
 ①iDeCo加入を認める企業型DCの規約の定めがあり、
 ②企業型DCの事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げている企業の従業員に限られる。



■ 見直し後 (2022年10月～)

企業型DCとiDeCoの掛金の合算管理の仕組みを構築し、企業型DCの規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、企業型DCとiDeCoの併用を可能とする(マッチング拠出とiDeCoの選択も可能)

iDeCoの拠出限度額は、
月額2.0万円を上限、かつ、事業主掛金との合計が5.5万円以下とする。



※ DR等の他制度にも加入している場合、上記由5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

<出所:厚生労働省「私的年金の制度改正の動向と今後の方向性」p11>

DB等に参加している者のDC拠出限度額

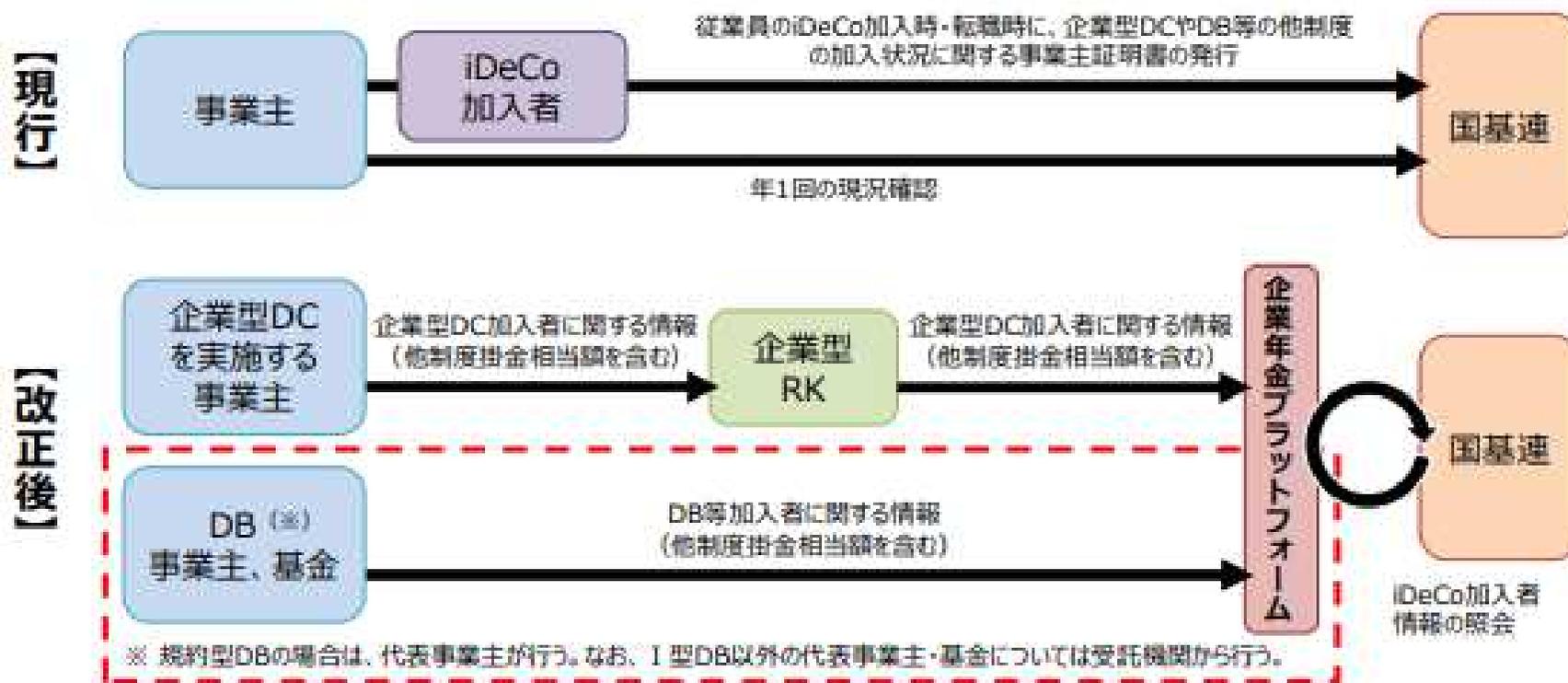
		現在	2022年10月～	2024年12月～
企業型DC	DB等の他制度に参加している場合	月2.75万円 又は 月1.55万円 ^(※)	月2.75万円	月5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額
	DB等の他制度と企業型DCに参加している場合	月1.2万円 ^(※)	月1.2万円 かつ 月2.75万円 - 企業型DCの事業主掛金	月2.0万円 かつ 月5.5万円 - 企業型DCの事業主掛金 - DB等の他制度掛金相当額
個人型DC	DB等の他制度に参加し、企業型DCに参加していない場合	月1.2万円	月1.2万円	月2.0万円 かつ 月5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額

(※) 現在は、個人型DCの加入を認める企業型DCの規約の定めがあり、企業型DCの事業主掛金の上限を月1.55万円に引き下げている場合に、企業型DCの加入者が個人型DCに加入できる。2022年10月から要件が緩和される。

<出所:厚生労働省「私的年金の制度改正の動向と今後の方向性」p12>

iDeCoの拠出限度額管理のための情報連携

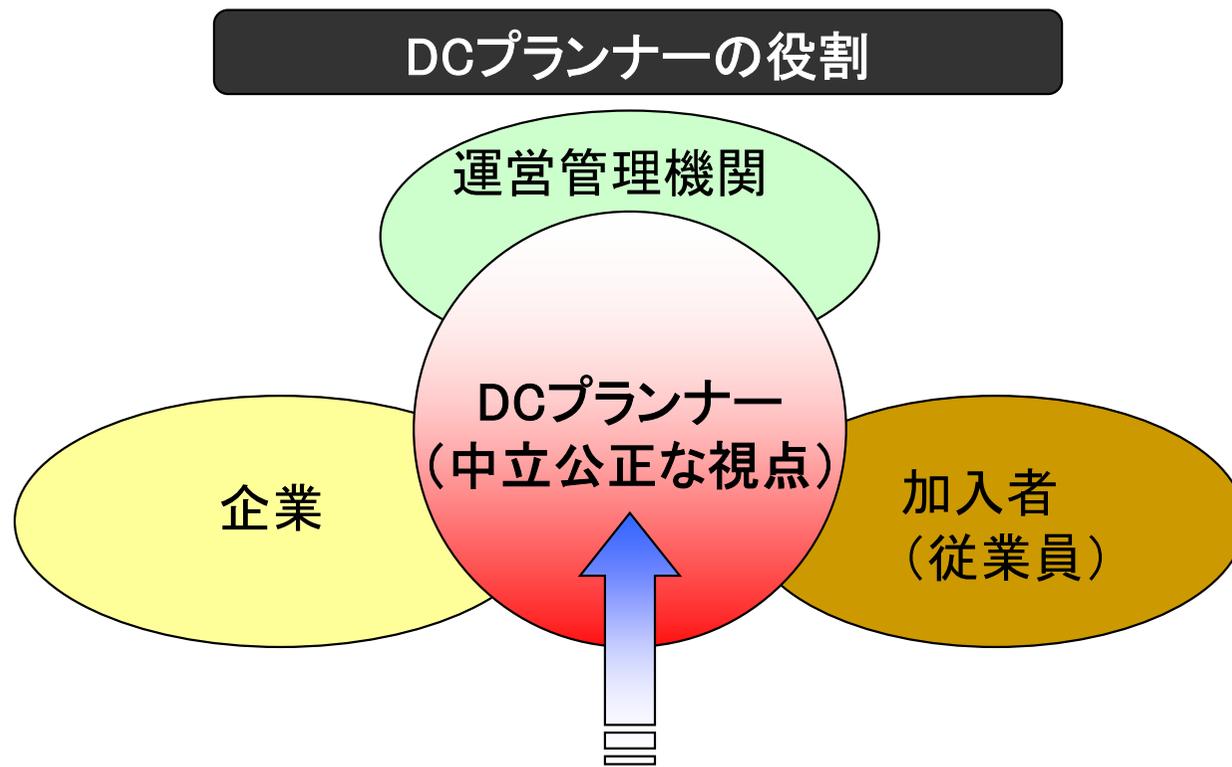
- 国民年金基金連合会が、iDeCoの拠出限度額の管理を行うためには、**企業型DCやDB等の他制度の加入状況と事業主拠出額を確認**する必要がある。
- このため、企業年金連合会が整備する**企業年金プラットフォーム（PF）**を活用して情報連携を行う。
- 企業型DCを実施する事業主は**令和4年10月**から、DB等を実施する事業主・基金（DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金）は**令和6年12月**から、国基連との情報連携を実施する。
- これにより、**加入・転職時の事業主証明書、年1回の現況確認を廃止**する。



<出所:厚生労働省「私的年金の制度改革の動向と今後の方向性」p16>

(参考) DCプランナー認定試験

DCプランナー: DC(Defined Contribution Plan=確定拠出年金)に限らず、年金制度全般にわたる専門的知識、投資やライフプランに関する知識までを併せもつ、公共性と専門性を兼ね備えた、“**企業年金総合プランナー**”。



公共性と専門性を兼ね備えた”企業年金総合プランナー”

労使双方の多様なニーズ
に応える

メリット・デメリットを正しく説明
できる

コンプライアンス・受託責任を
果たす

<DCプランナー認定試験概要> <http://www.kinzai.or.jp/dc/outline>
 (2021年度より、パソコン等によるCBT(Computer-Based Testing)方式に移行)

	求められるレベル	出題範囲・形式	試験日
1級 (中級)	確定拠出年金やその他の年金制度全般、および金融商品、投資等に関する専門的な知識を有し、企業に対しては現行退職給付制度の特徴と問題点を把握のうえ、 確定拠出年金を基軸とした適切な施策を構築 でき、また、加入者等の個人に対しては確定拠出年金の 加入者教育の実施および老後を見据えた資産形成およびその前提となる生活設計の提案 ができるレベル。(受験資格=2級合格者)	(1・2級共通) A分野: 年金・退職給付制度等 B分野: 確定拠出年金制度 C分野: 老後資産形成マネジメント DC1級は各分野ごと実施 全分野合格でDC1級合格者となる	2021年9月6日(月) から 通年実施 (各分野90分) 四択択一:各10問 総合問題:各4題
2級 (初級)	確定拠出年金やその他の年金制度全般に関する基本的事項を理解し、金融商品や投資等に関する一般的な知識を有し、 確定拠出年金の加入者・受給者、確定拠出年金制度を実施する企業の福利厚生担当者などに対し説明 できるレベル。 (受験資格=特になし)	DC2級は全分野一括試験	2021年9月6日(月) から 通年実施 (120分) 四択択一:30問 総合問題:10題

参考資料

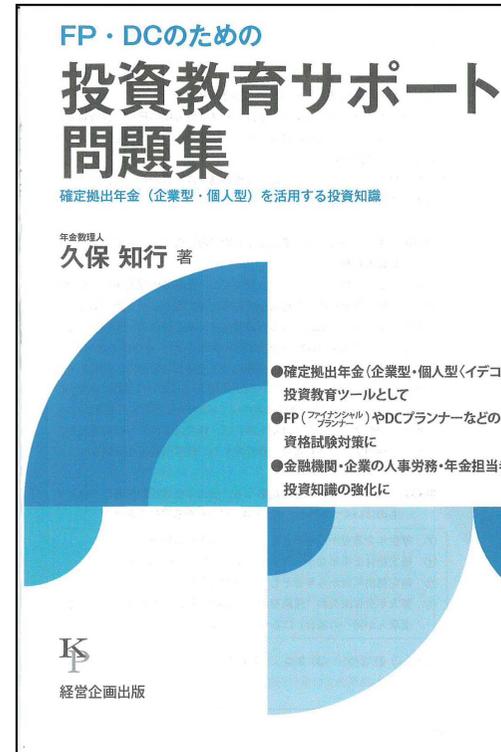
＜わかりやすい企業年金（第2版）＞



日経文庫

<http://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/>

＜投資教育サポート問題集＞



経営企画出版

＜厚生労働省ホームページ＞

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>

< 参照資料 >

厚生労働省

「私的年金の制度改革の動向と今後の方向性」

(年金局 企業年金・個人年金課／日本年金数理人会第83回研修会資料)

(<http://www.jscpa.or.jp/cms/index.php/download/files/810/siryou83-1.pdf>)

「確定拠出年金制度の概要」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>)

「確定拠出年金制度等の一部を改正する法律の主な概要」(2018年5月1日施行)

「確定拠出年金における運用の改善」 「継続投資教育の努力義務化」 「ポータビリティの拡充」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192886.html>)

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(企業年金部会)

「企業年金・個人年金制度改革の進捗状況について」(2020年6月17日資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000640378.pdf>)

「2020年改正の施行について」(2020年6月17日参考資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000640376.pdf>)

「DCの拠出限度額の見直しについて」(2020年12月23日参考資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000708998.pdf>)

「確定拠出年金における自動移換について」(2017年6月30日資料5)

(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169631.pdf)